令和６年４月

鯖江市長寿福祉課

１　公募の趣旨

　　鯖江市では、身近な地域で誰もが気軽に集まれる居場所「つどいの場」を拡充し、高齢者が地域の中でつながりながら、健康で生きがいのある活動的な生活が送れるよう「高齢者福祉計画・第９期介護保険事業計画」に基づき、介護予防拠点整備事業を進めていきます。この拠点施設の整備を計画的に進めるにあたって、令和６年度において介護予防拠点を整備する事業者を募集します。

２ 募集する介護予防拠点

募集については次のとおりです。

|  |
| --- |
| 整備区域 |
| 市全域 |

※令和６年度に工事着手し、年度内に工事完了することとします。

３ 応募資格および条件等

1. 応募者は拠点施設の整備等を行う当該拠点施設の管理者であること。
2. 高齢者の介護予防活動（健康づくり教室等）を主たる目的とし、当該施設において月２回以上の活動を継続的に実施すること。
3. 毎年度、介護予防活動の実績について報告すること。
4. 事業を実施する土地、建物が確保されていること。
5. 都市計画法、建築基準法、消防法等の関連する法令等の基準を満たしていること。
6. 募集する施設整備等にかかる補助金については、県が設置する地域医療介護総合確保 基金を活用した補助事業を見込んでおり、事業者決定の後に、別途県の介護施設等整備事業の交付申請の手続きが必要であり、補助金が交付されない場合や補助金額が従来と比べ大幅に減額となる可能性があります。

４　公募事業者の選定

(1)事業候補者の決定方法

1. 審査方法は、現地調査・書類審査を行います。
2. 事業候補者の決定については、審査結果に基づき通知します。なお、審査等の結果、事業候補者の該当なしとする場合があります。

③　応募者がない場合あるいは事業候補者の該当がなかった場合、再度公募を行うことがあります。

５　公募スケジュール

1. 令和６年４月１日（月） 募集受付開始
2. 令和６年５月３１日（金） 募集受付締切
3. 令和６年６月末頃　　　　 選定結果の通知

６　申込の方法

次の書類を鯖江市長寿福祉課の窓口に直接お持ちください。郵送は不可とします。

1. 申請書類等
2. 介護予防拠点整備計画書
3. 工事内容が記載された施工見積書

※内訳明細は大・中項目程度のものを添付

1. 拠点整備が確認できる平面図、附近見取図、立面図等
2. 現況の写真
3. その他市長が必要と認める書類

* 提出部数は、２部とします。なお、上記①の様式は、鯖江市ホームページからダウンロードしてください。

⑵　留意事項

① 提出された申請書類は返却いたしません｡

② 申請の撤回および申請書類の修正は、原則として認められません｡

③ 申請にかかる費用は、応募者の負担とします。

④ 提出書類は、原則Ａ４版縦型とします。（図面等やむを得ないものはＡ３サイズも可とします。）

７ 募集要項に関する質問の受付等

質問については、令和６年４月１日（月）から５月３１日（金）までに、Ｅメールにてご連絡ください。回答は、鯖江市ホームページにおいて回答いたします。

８　提出日時

令和６年４月１日(月) ～５月３１日(金)

午前８時３０分～午後５時１５分（ただし、土曜・日曜・祝祭日は除く）

※書類の確認を行いますので、提出に際して電話で連絡の上ご来庁願います。

９　提出先・問合先

郵便番号　９１６－８６６６

福井県鯖江市西山町１３番１号

鯖江市健康福祉部長寿福祉課

電話　(直通)0778-53-2219　FAX　0778-51-8157

メールアドレス　SC-ChojuFuku@city.sabae.lg.jp